

本件の現況調査報告書
及び評価書は、令和8年
熊本地震発生前の調査に
基づくものです。入札の
検討に際しては、その点
ご留意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 29 日

熊本地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 原 田 淳 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 13 日から 令和 8 年 10 月 20 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 熊本地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午後 3 時 00 分 場 所 熊本地方裁判所民事第 1 部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室 (本館 2 階不動産競売係書記官室内) に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	6,190,700 4,952,500	一括	1,238,200	46,025	0
1	700				
2	20,000				
3	1,470,000				
4	4,700,000				
				</	



物 件 目 録

1 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
地 番 1081 番 3
地 目 公衆用道路
地 積 5.37 平方メートル

持分 10 分の 2

2 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
地 番 1083 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 180 平方メートル

持分 10 分の 2

3 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
地 番 1083 番 2
地 目 宅地
地 積 342.75 平方メートル

4 所 在 玉名郡南関町大字関村字平 1083 番地 2

家屋 番号 1083 番 2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 115.75 平方メートル
2 階 25.51 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 9日

熊本地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 原 田 淳 一

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3, 4】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1081番3
 地 目 公衆用道路
 地 積 5.37平方メートル

持分10分の2

2 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1083番1
 地 目 公衆用道路
 地 積 180平方メートル

持分10分の2

3 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1083番2
 地 目 宅地
 地 積 342.75平方メートル

4 所 在 玉名郡南関町大字関村字平1083番地2

家屋 番号 1083番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 115.75平方メートル
 2階 25.51平方メートル



令和7年(ケ)第19号
令和7年4月21日受理
令和7年12月23日提出

現況調査報告書



熊本地方裁判所

執行官 田口浩介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1081番3
 地 目 公衆用道路
 地 積 5.37平方メートル
 共有者A 持分10分の1
 共有者B 持分10分の1

- 2 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1083番1
 地 目 公衆用道路
 地 積 180平方メートル
 共有者A 持分10分の1
 共有者B 持分10分の1

- 3 所 在 玉名郡南関町大字関村字平
 地 番 1083番2
 地 目 宅地
 地 積 342.75平方メートル
 共有者A 持分2分の1
 共有者B 持分2分の1

- 4 所 在 玉名郡南関町大字関村字平1083番地2
 家屋 番号 1083番2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 115.75平方メートル
 2階 25.51平方メートル
 共有者A 持分2分の1
 共有者B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1～3			
現況地目	■宅地(物件3) ■公衆用道路(物件1、2)			
形状	☒ 登記所備置地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 建物配置図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者(A、B) ☒ 土地共有者その他不特定多数の者ら A、Bが物件3土地に下記建物を共有し、占有している。 土地共有者その他不特定多数の者らが、物件1、2土地を、県道と出入りするための道路として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり			
建物	物件 4			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者(A、B) ☐ その他の者 上記の者らが本件建物を住居(空家)として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 建物等配置図のとおり			

そ の 他 の 事 項

【物件1、2土地】

- 1 物件1土地は、南東側で県道に接し、北西側で物件2土地に接している。
- 2 物件2土地はコンクリート舗装された道路であり、南東部分はその南側の里道部分を合わせて道路として使用されている。

【物件3土地】

- 1 物件4建物の敷地として使用されている。
- 2 従物等として、カーポート、井戸及び井戸ポンプが存する（写真1、3）。

【物件4建物】

- 1 外観は写真1、2、内部の状況は写真4ないし15のとおり
- 2 玄関アプローチのタイルにクラックが生じている。
- 3 洋式トイレの便座の蓋がない（写真9）。
- 4 1階縁側西側収納のドアが固い。
- 5 内壁クロスの複数箇所にクラックや汚損が見受けられる（写真8、12参照）。
- 6 目視等で確認した限り、白蟻や雨漏りによる被害箇所は見当たらない。
- 7 2階北側に小屋裏収納が存する（写真14）。
- 8 上水道の接続はなく、井戸水が利用されていた。下水道の引込みはあるが、未接続である。下水道と接続する場合は、下水道分担金として、13万円を納付する必要がある。
- 9 従物等として、下屋、太陽熱温水器、灯油給湯器及び灯油タンクが存する（写真1、2）。

【隣地関係】

- ①1081番1、田、1076㎡、私人名義 ②1083番3、宅地、334.48㎡、私人名義
 ③1083番4、宅地、259.51㎡、私人名義 ④1083番5、田、433㎡、私人名義（2名の共有）
 ⑤1083番6、宅地、450.03㎡、私人名義 ⑥1085番1、田、1738㎡、私人名義

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ B (債務者兼共有者)	1 私は、本件宅地及び居宅の持分2分の1を有しています。残り2分の1の持分を有するAは、私の元妻です。 2 私とAは約10年前に離婚しましたが、その後も本件居宅で同居していました。令和6年2月にAは転居し、私も同年10月に転居しましたので、現在、本件居宅は空家です。 3 Aは本件居宅で祈祷師の仕事をしていました。その仕事道具等が居宅内に残っています。勝手に処分できないので、それらはAに引き取ってほしいのですが、Aの現住所も電話番号も知りませんので、困っています。 4 以前、本件居宅内でAが犬2匹を飼っていました。 5 内壁クロスの損傷は、以前に同居していた孫の悪戯です。 6 本件居宅の屋根に設置してある太陽熱温水器は、私が転居するまで使っていましたので、今も使えると思います。 7 昔、台所ではプロパンガスを使用していましたが、転居前にガスは使っていませんでした。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月24日 (木) 15 : 20 - 15 : 35	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
7年4月24日 (木) 16 : 35 - 16 : 50	熊本地方法務局 玉名支局	登記所備置地図等交付申請
7年4月25日 (金) : - :	当庁執行官室	Bの現住所地宛、立入調査日等の通知書送付 (郵便)
7年5月15日 (木) 10 : 55 - 11 : 20	南関町役場 建設課 水道係	接道及び上下水道の接続状況調査
7年5月15日 (木) 13 : 00 - 14 : 05	物件所在地	立入調査、Bと面談、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

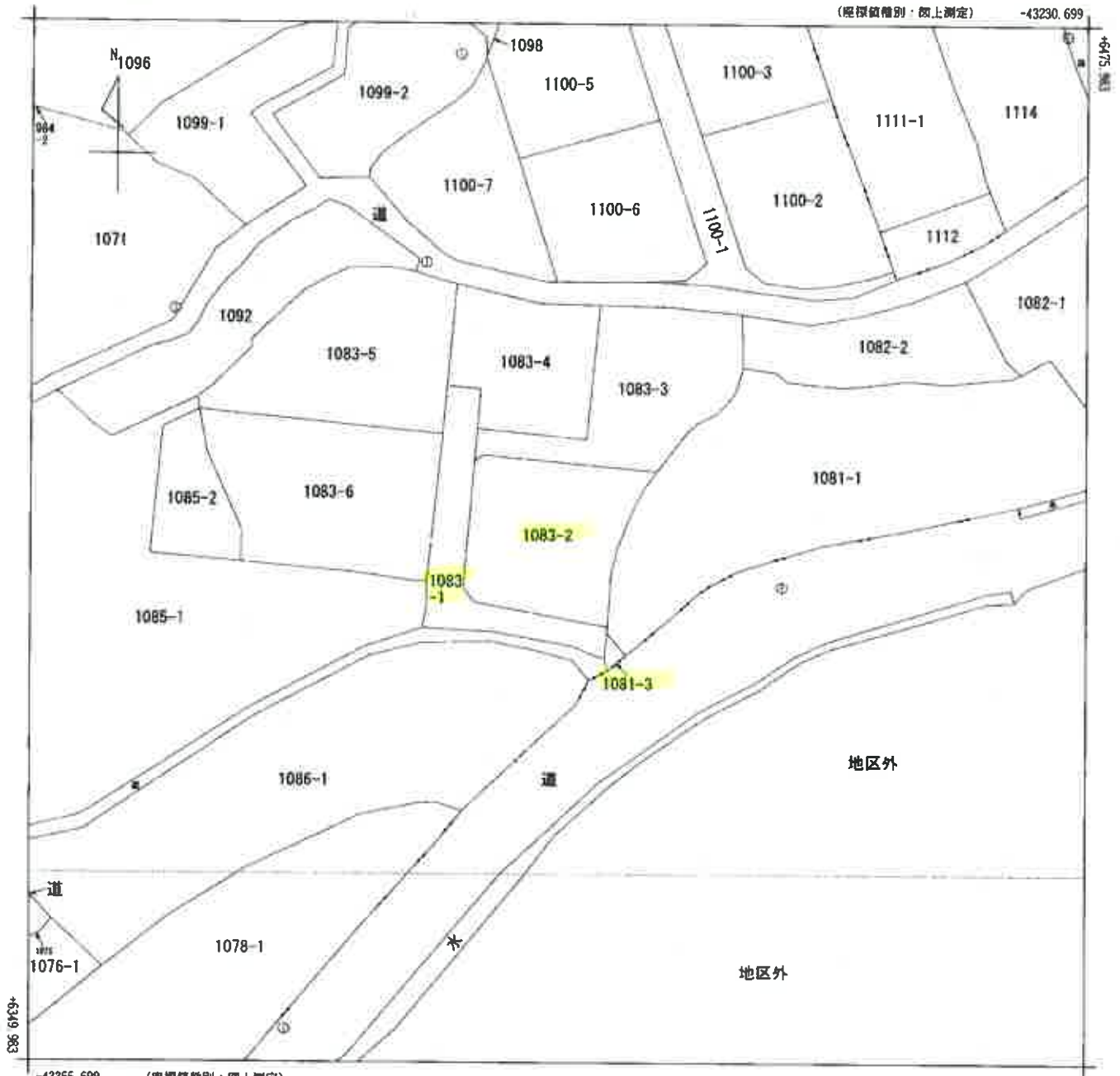
☐

「登記所備置地図」 A 3 判を A 4 判に縮小

4 1115

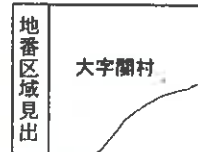
(座標値種別：図上測定)

-43230.699



-43355.699 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。



請求部	所在	玉名郡南関町大字関村字平				地番	1083番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年10月				備付年月日(原図)			補記事項		

請求番号：11-1

(1/1)

(5 枚目)

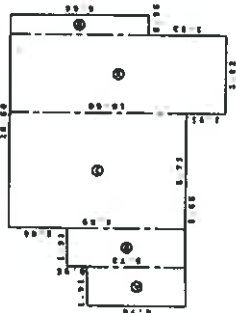
公用

登記年月日：平成9年5月15日

0048055

各階平面図

1 階

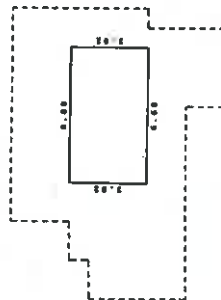


水 量 表

①	4.78 x 1.91 =	9.1398
②	5.73 x 1.91 =	10.9443
③	6.59 x 5.73 =	49.2207
④	10.50 x 3.82 =	40.1100
⑤	6.68 x 0.95 =	6.3460

合 計 115.7508
所定額 115.75 ㎡

2 階



水 量 表

①	3.82 x 6.68 =	25.5176
②	25.5176	
所定額	25.51 ㎡	

作 製 者

縮尺

1/250

申 請 人

尺

1/500

(熊本県土地家屋調査士会用品)

会員専用

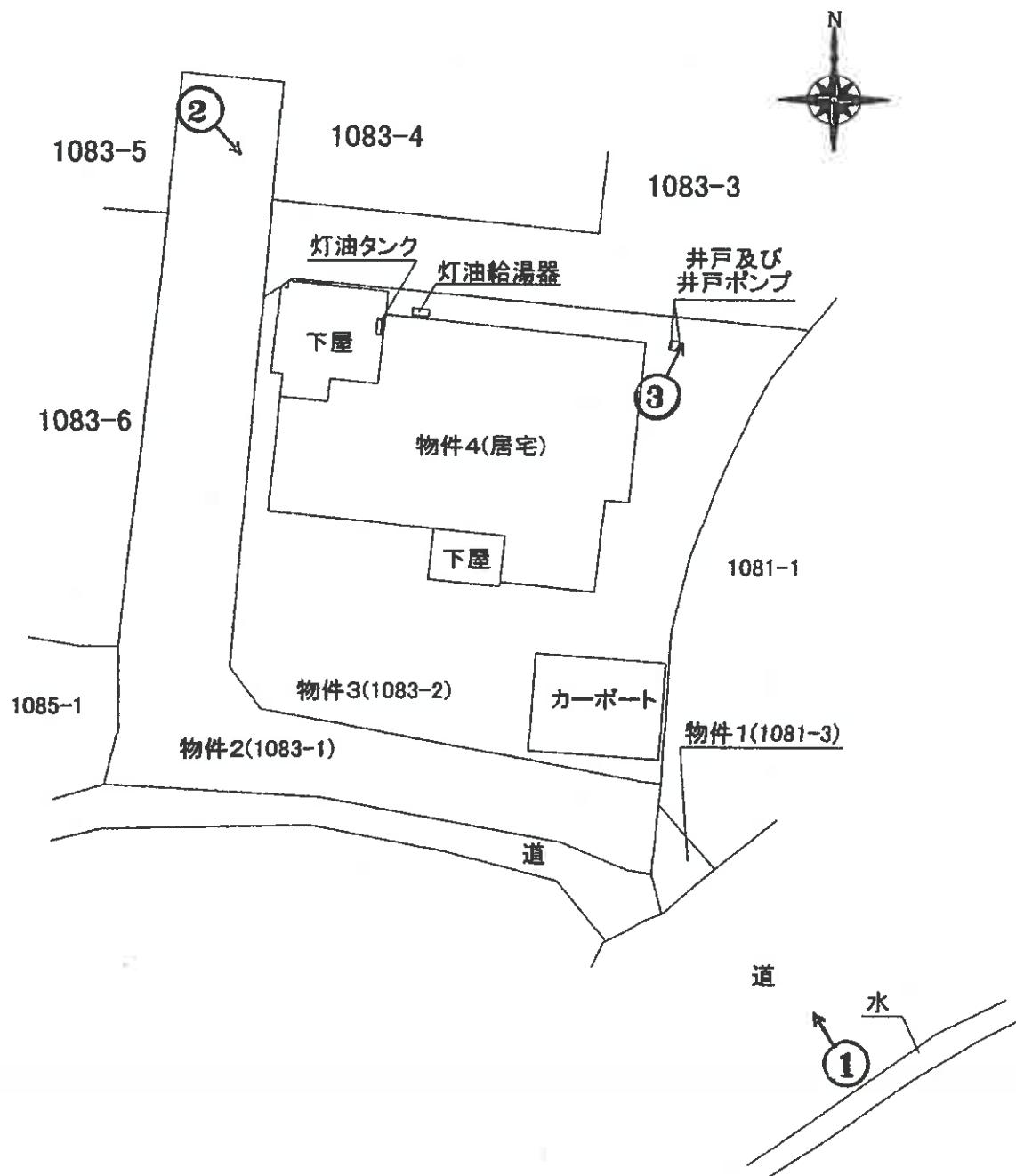
昭和9年5月15日登記
手続
建物図面

家屋番号 1083番2

建物の所在 玉名郡南関町関村字平1083番地2

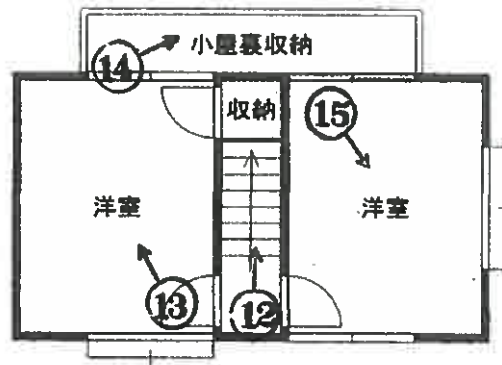
令和7年（ケ）第19号
土地建物位置関係図

○→は写真撮影位置方向

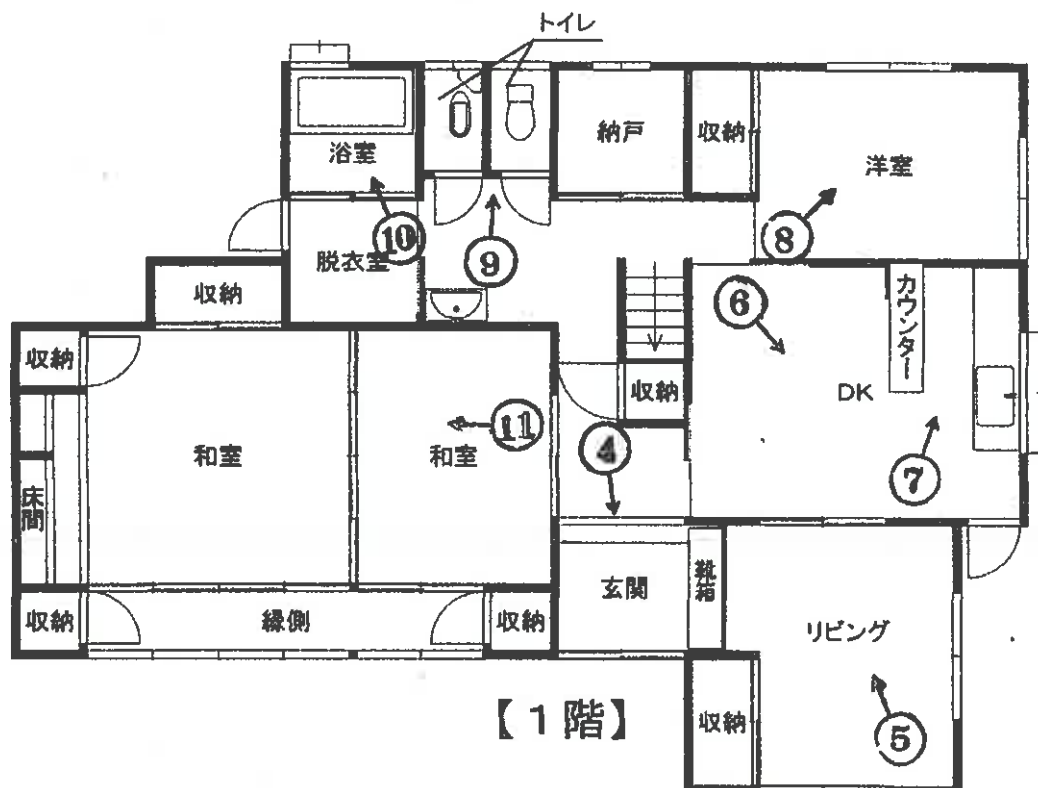


令和7年（ケ）第19号
物件4 建物間取図

○→は写真撮影位置方向



【2階】



【1階】

(写真 1)

県道 太陽熱温水器 物件2 物件4 (敷地が物件3) カーポート 物件1



(写真 2)

灯油給湯器 灯油タンク 物件4 (敷地が物件3) 物件2



(写真 3)

井戸及び井戸ポンプ



(写真 4)

以下、物件 4 建物内部



(写真 5)



(写真 6)



(10 枚目)

(写真 7)



(写真 8)



(写真 9)



(写真 10)



(写真 11)



(写真 12)

内壁クロスの損傷



(写真 13)



(写真 14)

小屋裏収納



(写真 15)



令和7年(ケ)第19号
令和7年5月15日現地調査
令和7年6月2日評価

熊本地方裁判所 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

戸取 憲正

第1 評価額

一括価格	
金 6,190,700円	
内訳価格	
物件1(土地)	金700円
物件2(土地)	金20,000円
物件3(土地)	金1,470,000円
物件4(建物)	金4,700,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の土地の内訳価格は物件4の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 従物等は土地又は建物の評価に含めた。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	玉名郡南関町大字関村字平 1081番3 公衆用道路 5.37㎡	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	玉名郡南関町大字関村字平 1083番1 公衆用道路 180㎡	
3	所 在 地 番 地 目 地 積	玉名郡南関町大字関村字平 1083番2 宅地 342.75㎡	
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	玉名郡南関町大字関村字平1083番地2 1083番2 居 宅 木造瓦葺2階建 1階：115.75㎡ 2階：25.51㎡	
番号	特 記 事 項		
1, 2	物件1, 2については、共有持分(10分の2)を対象とする評価である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位置・交通	J R鹿児島本線「大牟田」駅の北東方、約12.5km(道路距離) うから館前バス停の南西方、約450m(道路距離) (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	県道荒尾南関線北側にミニ開発された住宅地域である。南関町中心部近郊に位置するものの、周辺には農地が多く見られる住宅地域である。商業施設への接近性は800m圏内にあり、利便性は比較的良好である。	
主な公法上の規制等	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — —
画地条件	宅地部分(物件3)は南側間口約18m及び西側間口約15m、奥行約18.5m(南側間口より測定)、規模342.75㎡のやや不整形地である。地勢は概ね平坦地であり、東側隣接地(1081番1:田)より約1.2m高く、北側宅地(1083番3:宅地)より約0.5m低い。 物件1,2の公衆用道路(舗装私道)の位置・形状等は附属資料「14条地図写し」のとおりである。	
接面道路の状況	物件3の宅地部分は南側で幅員約4mの物件1,2の舗装私道等(特記事項①参照)に約1m高く(駐車スペースは等高)接面し、西側では同私道(幅員約4m)に等高～約1m高く接面している。 物件1,2の当該私道(一部里道含む)は南東側で幅員約13mの舗装県道(荒尾南関線)に接続している行き止り道路である。	
土地の利用状況等	物件3は物件4の建物の敷地として、物件1,2は公衆用道路(私道)として、それぞれ利用されている(詳細は附属資料「土地建物位置関係図」参照)。	
供給処理施設	上水道:なし(敷地内の井戸使用) 下水道:特記事項②参照 ガス配管:なし(プロパンガス使用) (注)供給処理施設における「あり」、「なし」とは、敷地内への引込の有無をいう。	
土壌汚染等	目視可能な範囲での現地調査及び公的資料の確認からは土壌汚染を疑わせる事実は確認出来なかった。なお、土壌汚染の有無及びその程度等の明確な判定のためには専門調査機関による調査が必要となる。	
特記事項	① 物件1,2の公衆用道路は、南側で隣接する里道と一体でコンクリート舗装された私道であり、持分を有する共有者等により使用されている。なお、物件1,2と里道との境界は不明瞭である。 ② 下水道は、敷地内への引込はあるが、未接続である(浄化槽を使用)。接続には下水道分担金が必要となる。 ③ 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地に所在しない。 ④ 従物等として、井戸及び井戸ポンプ、カーポートが存する。 詳細は、現況調査報告書のとおり	

2 建物の概況及び利用状況(物件 4)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日：平成9年5月11日新築 経過年数：約28年 経済的残存耐用年数：約7年
仕 様	構 造：木造 屋 根：和瓦 外 壁：リシン吹付、下見板張、タイル貼り等 内 壁：塗壁、化粧合板、クロス等 天 井：目透かし天井、クロス等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水設備等 その他：太陽熱温水器
床面積(現況)	1階 115.75㎡ 2階 25.51㎡ 延 141.26㎡ ※目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：住宅 間 取 り：附属資料「建物間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	本件建物は経年相応の損耗がみられ、建物の状況としては以下の事項等が挙げられる。 ・1階中央の南側和室の壁にはクラックが見られる。 ・室内の壁には、一部クロスの剥離が見られる。 ・1階縁側の西側収納扉は開閉がやや困難である。 ・設備(トイレ、浴槽、流し台等)については、経年劣化及び機能的陳腐化が認められる。 ・雨漏りや白蟻被害は無いとの事であり、目視可能な範囲の観察では雨漏り痕等は見られなかった。 ・居宅内で、犬2匹を飼育していたとの事である。 保守管理の状態は、概ね普通。 詳細は、現況調査報告書のとおり
建物の利用状況	占有状況は現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・2階北側に小屋裏収納が存する。なお、1m未満の高さであり、建物床面積には不算入とした。 ・従物等として、下屋、太陽熱温水器、灯油給湯器及び灯油タンクが存する。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 土地

目的土地の建付地価格（物件3）及び更地価格（物件1,2）を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
3	8,400	0.96	342.75	0.95	2,626,000

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分 エ	更 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	8,400	0.1	5.37	2/10	900
2	8,400	0.1	180	2/10	30,000

ア 標準画地価格：地価調査基準地「南関-3」の価格を規準として査定した。
 公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $9,800 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/116 = 8,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：地価公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差： 街路条件 交通接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差
 $1.03 \times 1.02 \times 1.10 \times 1.00 = 1.16$

イ 個別格差：宅地部分(物件3)

下水道未接続-4% (0.96)

形状-3% (0.97)、準角地（幅員及び方位等を考慮）+3% (1.03)

※物件3の個別格差 0.96 (0.96×0.97×1.03)

道路部分(物件1,2)

標準画地価格の10% (0.1) と査定した。

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物の敷地との適応状態及び環境との適合状態から査定した。

(2) 建物

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を次のとおり求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
4	180,000	141.26	0.20	5,085,000

ウ 現価率

経過年数 28 年、経済的残存耐用年数 7 年、残価率 5%とした場合の定額法と観察減価法(建物の状況を勘案のうえ、観察減価率を▲15%と査定)を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(計算式)} & & \text{残価率} & \text{経過年数} & \text{全耐用年数(※)} & \text{観察減価} & \text{現価率} \\ & & \{1-(1-0.05) \times (28 \text{ 年} \div 35 \text{ 年})\} & & \times & (1-0.15) & = 0.20 \end{array}$$

(※) 全耐用年数＝経過年数＋経済的残存耐用年数(28 年＋7 年＝35 年)

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件 3 については土地利用権等価格を控除し、物件 4 については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を求めた。また、物件 1, 2 については、前記により求めた価格に競売市場修正等を施して、評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
3	2,626,000	0.30	法定地上権	788,000

イ 土地利用権等割合：物件 4 の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 30%と査定した。

(2)内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	900	—		1.00	0.80	700
2	30,000	—		1.00	0.80	20,000
3	2,626,000	-788,000		1.00	0.80	1,470,000
4	5,085,000	+788,000	—	1.00	0.80	4,700,000
計	7,741,900			一括価格（合計）		6,190,700

ウ 占有減価修正：必要なし(物件4)

エ 市場性修正：修正なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格(南関-3)

所 在：玉名郡南関町大字関町字葉山 1231 番 1

価 格：9,800 円/㎡

位 置：JR 鹿児島本線「玉名」駅の北方約 18 km

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：281 ㎡

供給処理施設：下水

接 面 街 路：西側が 5m 町道に接面

用 途 指 定 等：都市計画区域外

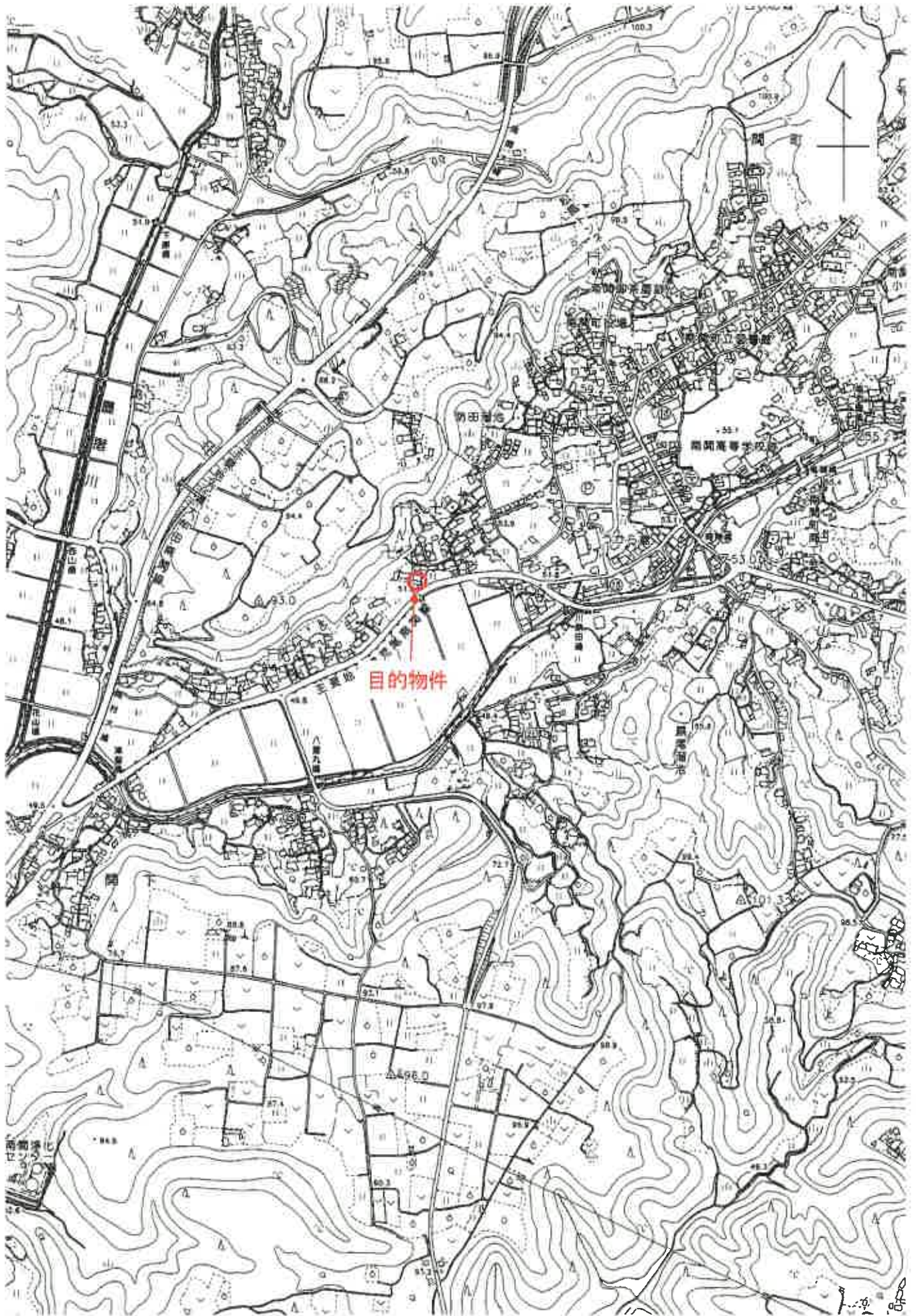
地 域 の 概 要：一般住宅のほか農家住宅等も見られる住宅地域

第7 附属資料

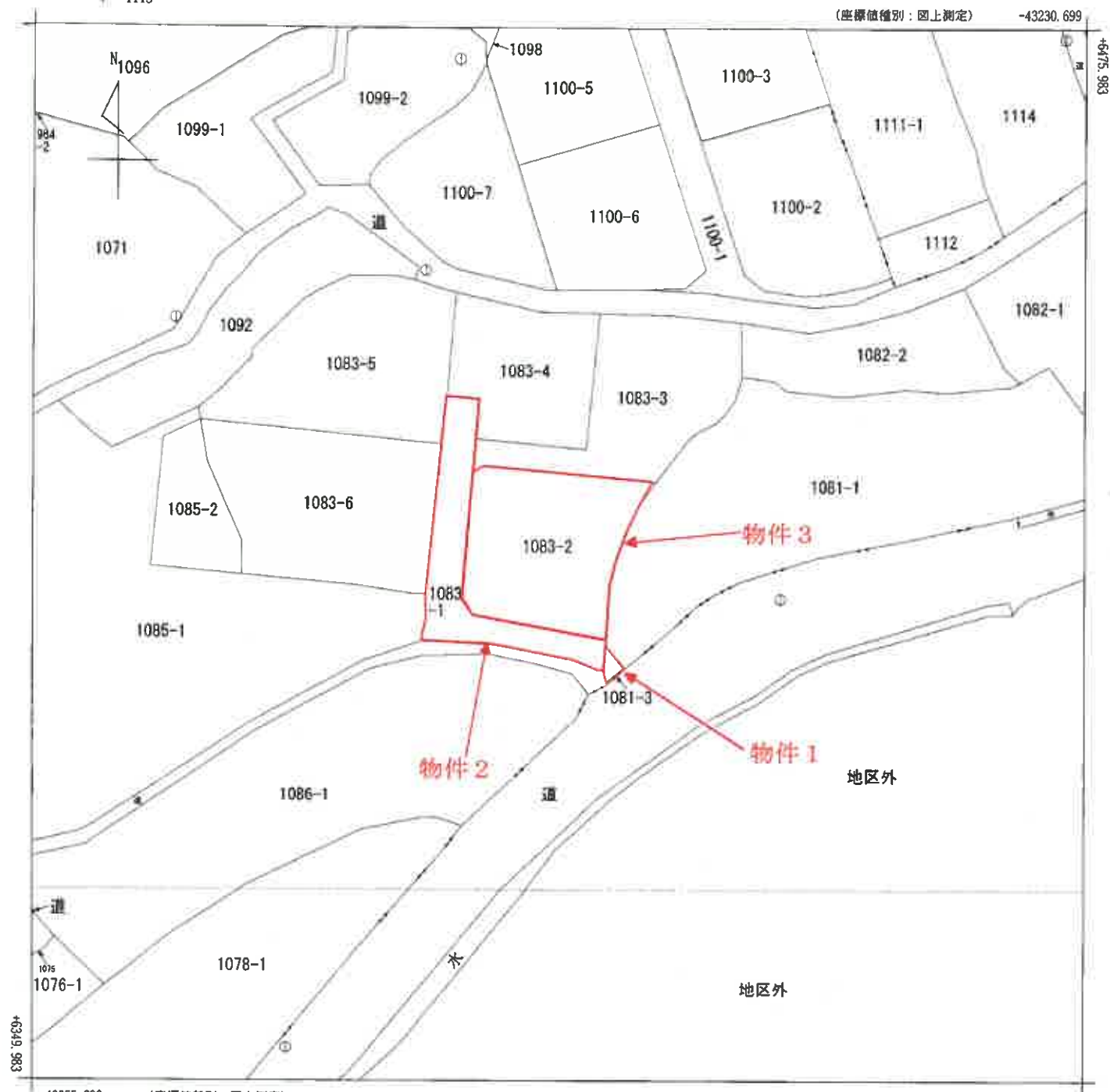
- 1 位置図
- 2 登記所備置地図写し
- 3 建物図面・各階平面図縮小写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上

南関町全図 官公署地図写し

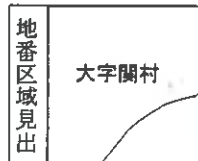


1 : 10,000



-43355.699 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ[kumamoto2016_BL.par]による修正がされています。



請求部分	所在	玉名郡南関町大字関村字平				地番	1083番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年10月				備付年月日(原図)			補記事項		

原図をA4に縮小

請求番号：11-1
(1/1)

登記所備置地図 写し

0048055

各階平面図

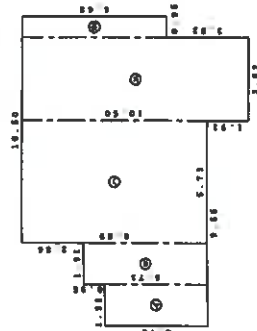
家屋番号 1083番2

建物図面

会員専用

建物の所在 玉名郡南関町関村字平1083番地2

1 階

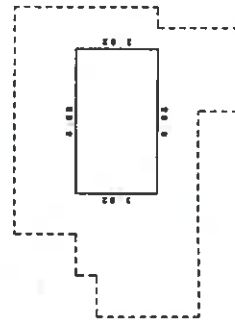


床 面 積

①	4.78 x 1.91 =	9.1398
②	6.73 x 1.91 =	10.9443
③	8.59 x 5.73 =	49.2307
④	10.90 x 3.82 =	40.1100
⑤	6.68 x 0.95 =	6.3460

合 計 115.7508
床面積 115.75 m²

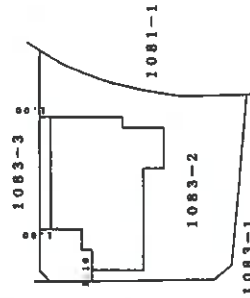
2 階



床 面 積

3.82 x 6.98 =	26.5176
25.8176	
床面積	26.51 m ²

物件4



作製者

縮尺 1/250

申請人

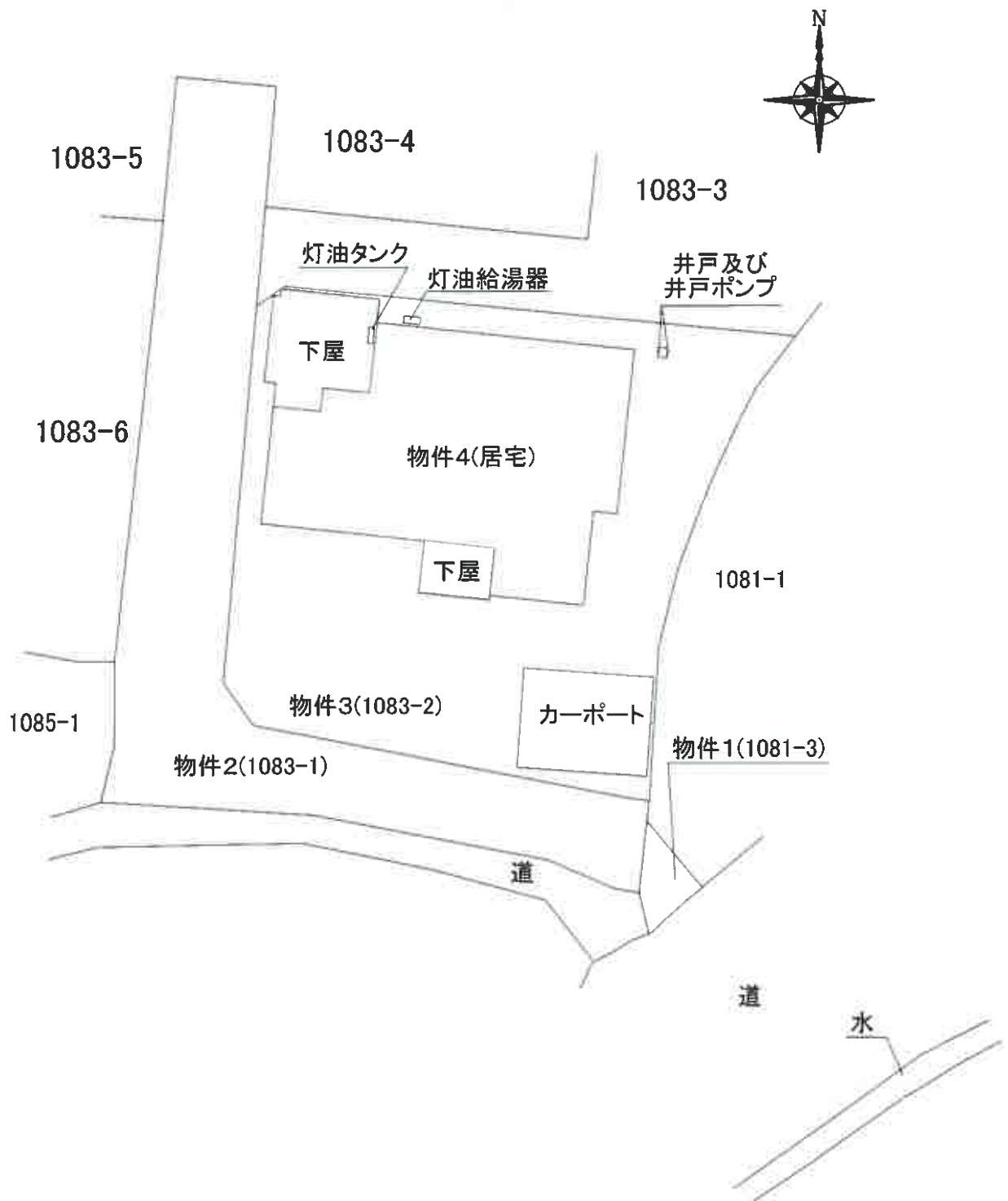
尺 1/500

(熊本県土地家屋調査士会用品)

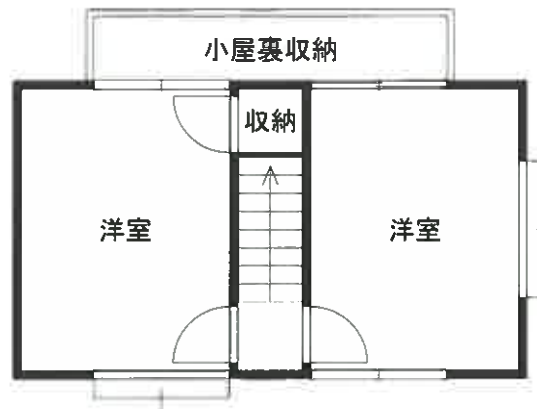
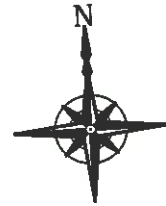
原図をA4に縮小

建物図面・各階平面図写し

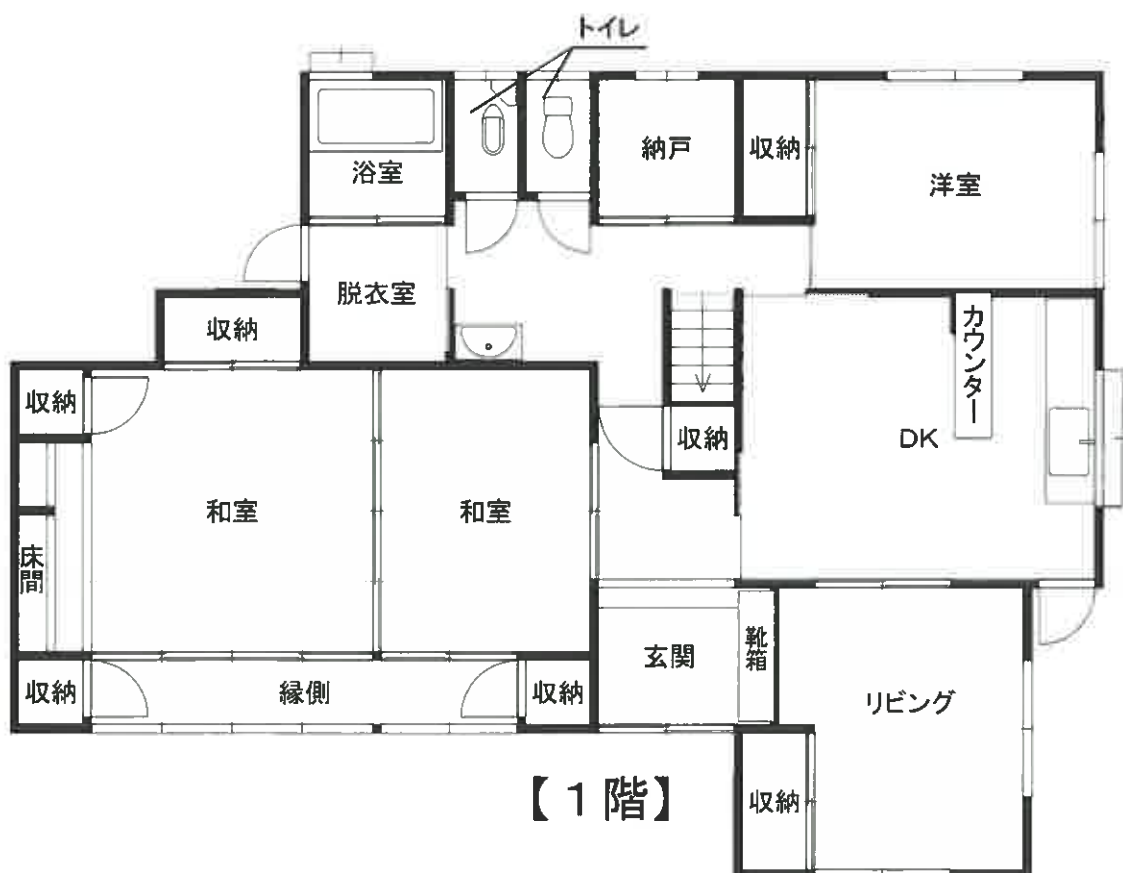
令和7年（ケ）第19号
土地建物位置関係図



令和7年（ケ）第19号
 物件4 建物間取図



【2階】



【1階】